第七十四条を次のように改める。

（令第七条第一号の厚生労働省令で定める基準）

第七十四条　令第七条第一号の厚生労働省令で定める基準は、出生した者が、出生した時点において次の各号のいずれかに該当することとする。

一　体重が二千グラム以上であり、かつ、在胎週数が三十三週以上であること。

二　前号に掲げるもののほか、在胎週数が二十八週以上であり、かつ、健康保険法施行規則第八十六条の二第二号に規定する厚生労働大臣が定めるものに該当すること。

第七十四条ノ二から第七十四条ノ十二までを削る。

第七十五条を次のように改める。

（令第七条第一号の厚生労働省令で定める事由）

第七十五条　令第七条第一号の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一　天災、事変その他の非常事態

二　出産した者の故意又は重大な過失

第七十五条ノ二から第七十五条ノ九までを削る。

第七十六条を次のように改める。

（令第七条第一号の厚生労働省令で定める程度の障害の状態）

第七十六条　令第七条第一号の厚生労働省令で定める程度の障害の状態は、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級又は二級に該当するものとする。

第七十六条ノ二から第七十六条ノ四までを削る。

第七十七条から第七十九条までを次のように改める。

（令第七条第一号の厚生労働省令で定める要件）

第七十七条　令第七条第一号の厚生労働省令で定める要件は、病院、診療所、助産所その他の者（以下この条及び次条において「病院等」という。）に対し、当該病院等が三千万円以上の補償金を出生した者又はその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、出生した者を現に監護するものをいう。）（次条において「出生した者等」という。）に対して適切な期間にわたり支払うための保険金（特定出産事故（同号に規定する特定出産事故をいう。次条において同じ。）が病院等の過失によって発生した場合であって、当該病院等が損害賠償の責任を負うときは、補償金から当該損害賠償の額を除いた額とする。）が支払われるものであることとする。

第七十八条　令第七条第二号の厚生労働省令で定めるところにより講ずる措置は、病院等と出生した者等との間における特定出産事故に関する紛争の防止又は解決を図るとともに、特定出産事故に関する情報の分析結果を体系的に編成し、その成果を広く社会に提供するため、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供について、これらを適正かつ確実に実施することができる適切な機関に委託することとする。

（出産手当金の支給の申請）

第七十九条　法第七十四条の規定により出産手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者証の記号及び番号

二　被保険者の氏名、生年月日及び住所

三　出産前の場合においては出産の予定年月日、出産後の場合においては出産の年月日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定年月日及び出産の年月日）

四　多胎妊娠の場合にあっては、その旨

五　職務に服さなかった期間

六　出産手当金が法第七十四条第三項において準用する法第七十条第一項ただし書の規定によるものであるときは、その報酬の額及び期間

七　出産手当金が法第七十四条第三項において準用する法第七十一条第一項の規定によるものであるときは、受けることができるはずであった報酬の額及び期間、受けることができなかった報酬の額及び期間、法第七十四条第三項において準用する法第七十条第一項ただし書の規定により受けた出産手当金の額並びに報酬を受けることができなかった理由

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　出産の予定年月日に関する医師又は助産師の意見書

二　多胎妊娠の場合にあっては、その旨の医師の証明書

三　前項第五号の期間に関する事業主の証明書

3　前項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。

4　同一の出産について引き続き出産手当金の支給を申請する場合においては、その申請書に第二項第一号の意見書及び同項第二号の証明書を添付することを要しない。

5　第五十八条第三項の規定は、第二項第一号の意見書及び同項第二号の証明書について準用する。

第七十九条の次に次の款名を付する。

第四款　家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料及び家族出産育児一時金の支給

第八十条を次のように改める。

（家族療養費の支給）

第八十条　第四十三条、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十五条及び第五十七条から第五十九条までの規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。この場合において、第四十三条中「被保険者が法第五十五条第一項第二号又は第三号」とあるのは「被保険者の被扶養者が法第七十六条第二項第一号ハ又はニ」と、第四十六条中「被保険者が法第五十五条第一項第二号又は第三号」とあるのは「被保険者の被扶養者が法第七十六条第二項第一号ハ又はニ」と読み替えるものとする。

第八十条ノ二及び第八十条ノ三を削る。

第八十一条を次のように改める。

（家族療養費の支払）

第八十一条　被保険者の被扶養者が第八十条において準用する第四十二条第一項、第四十五条、第九十三条第五項又は第九十五条第四項の規定により保険医療機関等又は保険薬局等から療養を受けた場合においては、法第七十六条第四項の規定によりその被保険者に支給すべき家族療養費は当該保険医療機関等又は保険薬局等に対して支払うものとする。

第八十一条ノ二から第八十一条ノ五までを削る。

第八十二条を次のように改める。

（家族訪問看護療養費の支給）

第八十二条　第五十七条、第五十九条から第六十二条まで及び第六十八条の規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。この場合において、第六十条中「被保険者が法第五十五条第一項第二号又は第三号」とあるのは「被扶養者が法第七十六条第二項第一号ハ又はニ」と読み替えるものとする。

第八十二条ノ二から第八十二条ノ二十ノ三までを削る。

第八十三条から第八十五条までを次のように改める。

（家族移送費の支給）

第八十三条　第六十五条から第六十七条までの規定は、家族移送費の支給について準用する。

（家族葬祭料の支給の申請）

第八十四条　法第八十条の規定により家族葬祭料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者証の記号及び番号

二　被保険者の氏名、生年月日及び住所

三　死亡した被扶養者の氏名及び生年月日

四　第七十二条第一項第四号、第五号、第八号及び第九号に掲げる事項

2　第五十八条第三項及び第七十二条第二項第一号の規定は、前項の申請について準用する。